

平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名	日本テレビ放送網株式会社
代表者名	代表取締役 会長執行役員 (兼)社長執行役員 細川 知正
コード番号	9 4 0 4 東証第一部
問合せ先	秘書室総合広報部長 智片 健二
電話番号	0 3 - 6 2 1 5 - 1 1 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 76 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が、平成 21 年 1 月 5 日(以下「施行日」といいます。)に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、施行日において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議がなされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。ただし、株券喪失登録簿については、施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間、これを作成して備置しなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条（株券の発行）</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>【 削 除 】</p>
<p>第8条 （条文省略）</p>	<p>第7条 （現行どおり）</p>
<p><u>第9条（単元未満株券の不発行）</u> 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>【 削 除 】</p>
<p>第10条（単元未満株式についての権利） 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第8条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第11条 （条文省略）</p>	<p>第9条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 12 条 (外国人等の株主名簿への記載または記録の制限)</p> <p>当社は、次の各号に掲げる者 (以下、「外国人等」という。) から、その氏名または名称及び住所等を株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>) に記載し、または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより、第 1 号から第 3 号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第 4 号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合 (以下、「外国人等議決権割合」という。) が、当社の議決権の 5 分の 1 以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の氏名または名称及び住所等を株主名簿に記載し、または記録することを拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国政府またはその代表者 3. 外国の法人または団体 4. 前各号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体 <p>② 前項の規定による場合を除き、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者により第 4 号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、または記録されている前項第 4 号に掲げる者が有し、または有するものとみなされる株式のすべてについて議決権を有することとした場合に、外国人等議決権割合が、当社の議決権の 5 分の 1 以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、その議決権を制限することができる。</p> <p>第 13 条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第 10 条 (外国人等の株主名簿への記載または記録の制限)</p> <p>当社は、次の各号に掲げる者 (以下、「外国人等」という。) から、その氏名または名称及び住所等を株主名簿に記載し、または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより、第 1 号から第 3 号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第 4 号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合 (以下、「外国人等議決権割合」という。) が、当社の議決権の 5 分の 1 以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の氏名または名称及び住所等を株主名簿に記載し、または記録することを拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国政府またはその代表者 3. 外国の法人または団体 4. 前各号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体 <p>② 前項の規定による場合を除き、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者により第 4 号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、または記録されている前項第 4 号に掲げる者が有し、または有するものとみなされる株式のすべてについて議決権を有することとした場合に、外国人等議決権割合が、当社の議決権の 5 分の 1 以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、その議決権を制限することができる。</p> <p>第 11 条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 14 条～第 46 条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p>第 12 条～第 44 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）

定款変更効力発生予定日

平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上